

各課（局・室・館・次）長 様

福祉政策課長 佐渡 一宏

「つなぐシート」の運用開始について（通知）

昨年末に説明会を開催した「つなぐシート」について、下記のとおり庁内での運用を開始いたします。日々窓口業務等を行う中で、福祉的な支援が必要と思われる方の対応時等には、積極的なご活用をお願いいたします。

記

1 つなぐシートについて

少子高齢化、核家族化、地域や親族とのつながりの希薄化により、複雑化・複合化したお困りごとを抱えた人や世帯が増加しています。こうした人や世帯を取りこぼすことなく支援機関につなぎ、包括的に支援をしていくことを目的の一つとして、新たに「つなぐシート」を作成しました。「つなぐシート」とは、福祉的支援が必要な方を他の相談支援機関につなぐにあたって、聞き取っていただきたい内容を一つのシートにまとめたものとなります。

2 対象 全職員（順次、庁外の関係機関へ拡大予定）

3 使用方法

LoGo フォーム又は「つなぐシート」様式（別紙1）に沿って相談者から聞き取りを行い、福祉政策課まで送信（ご提出）ください。福祉政策課にて内容を確認し、支援の必要性があるものについて福祉相談課相談支援係へつなぎます。詳細はマニュアル（別紙2）をご参照ください。

※本人同意は必須ではありません。

※本人同意がなく別紙1を使用する場合は対象者の基本情報は記入しないでください。

※人命に関わることや身体に危害が及ぶ場合などの緊急時にはつなぐシートを使用せず、すぐに警察・消防や福祉相談課等にご連絡をお願いいたします。

【URL】 LGWAN : <https://tb.logoform.st-japan.asp.lgwan.jp/form/SuTL/107022>

インターネット : <https://logoform.jp/form/SuTL/107022>

【QRコード】



LGWAN



インターネット

4 つなぐシート活用事例

別紙3のとおり

5 注意事項

- ・ 人命に関わることや身体に危害が及ぶ場合などの緊急時にはつなぐシートを使用せず、すぐに警察・消防や福祉相談課等にご連絡をお願いいたします。（再掲）
- ・ つなぐシートは、福祉的支援が必要な方を支援機関につなげるための仕組みです。各課の困りごとや対応が難しい案件を他課にまわすための仕組みではありませんのでご注意ください。
- ・ 相談者から話を聞く際には、「必ず〇〇できる」などの断定的な言葉は避けてください。

【担当】

福祉政策課 小嶋・長島
内線 2230・2232

つなぐシート

【基本情報】

対象者	ふりがな					
	氏名					
	生年月日		年齢	歳	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	住所	〒 -				
	電話	自宅		携帯		
	メール					
来談者 ※ご本人以外 の場合	氏名			来談者の ご本人と の関係	<input type="checkbox"/> 家族 (本人との続柄) <input type="checkbox"/> その他 ()	
	電話	() -				

【ご相談内容】

ご相談されたい内容に○をおつけください。

※複数ある場合は一番のお困りごとに◎をおつけください。

<input type="checkbox"/>	病気や健康について	<input type="checkbox"/>	心の悩み	<input type="checkbox"/>	障がいについて
<input type="checkbox"/>	介護について	<input type="checkbox"/>	子育てについて	<input type="checkbox"/>	ひきこもりについて
<input type="checkbox"/>	税金や公共料金の支払いについて	<input type="checkbox"/>	生活費・家計について	<input type="checkbox"/>	債務について
<input type="checkbox"/>	消費生活相談	<input type="checkbox"/>	DV・虐待	<input type="checkbox"/>	成年後見・権利擁護について
<input type="checkbox"/>	教育について	<input type="checkbox"/>	就労について	<input type="checkbox"/>	その他 ()

【相談の内容を具体的に記入ください】

【連絡方法】

※相談支援機関から連絡しますので、必ず連絡の方法を記入ください。

<input type="checkbox"/> 自宅電話	<input type="checkbox"/> 携帯電話	その他 ()
連絡希望時間帯	<input type="checkbox"/> あり (時頃)	<input type="checkbox"/> なし

【ご本人の同意をお願いします】

相談支援にあたり、このシートを必要となる関係機関(者)と共有することに同意します。

年 月 日

本人署名

(備考) 相談内容の状況により、本人の同意が得られない場合は、その理由を記入ください。

(初回相談受付)

相談内容・概要	相談受付日 月 日 () 受付者 連絡先 ()	
	(本人の状況)	(家族構成図)
	(相談の主訴)	(家族の状況)
	頼れる方はいらっしゃいますか。 いる ・ いない	(いる場合) 氏名 関係
	〈今回の対応〉	

※上記に記入出来ない場合は、別紙(任意様式)で構いません。



【相談のつなぎ先】

受付日： 年 月 日
所属： 氏名： 連絡先：
相談の対応：



【相談のつなぎ先】

受付日： 年 月 日
所属： 氏名： 連絡先：
相談の対応：



つなぐシートのご利用について

令和4年12月

庁内向け



このようなことに困ったことはありませんか？

- ・困っている方を見かけた時に何を聞いて良いか分からない・・・。
- ・話を聞いたところで誰に伝えたら良いか分からない・・・。



近年、少子高齢化、核家族化、地域や親族とのつながりの希薄化により、複雑化・複合化したお困りごとを抱えた人や世帯が増加しています。



こんな時には「つなぐシート」を使います

- こうした人や世帯を支援機関に繋ぎ、包括的に支援をしていくため、「つなぐシート」を作成しました。
- 住民対応の業務に従事する皆様におかれましては、対応をしていく中で、「ちょっと気になるな」「支援が必要そうだな」と感じる一方、どこに相談したら良いのか、また、何を伝えたら良いのか分からない、ということがあるかと思います。そんなときには、是非「つなぐシート」をご利用ください。

※つなぐシートとは、他の相談支援機関につなぐにあたって、聞き取っていただきたい内容を一つのシートにまとめたものとなります。

「つなぐ」支援の協力をお願いします

➤皆様からの「気づき」・「つなぎ」が支援に繋がります。
ご協力をお願いいたします。

※必ずしも「**つなぐシート**」を使用しなければならないというものではありません。

聞き取る内容が分かっている、どこにつないだら良いかが分かっているならば、従前どおり直接支援機関等に相談していただいてもかまいません。

「つなぐシート」について

- 「つなぐシート」に必要事項をご記入の上、福祉相談課などの相談支援機関にご提供ください。庁内定型文書に保存しています。

つなぐシート					
【基本情報】					
知 象 者	ふりがな				
	氏名				
	生年月日	年齢	成	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	住所	〒 -			
	電話	自宅	携帯		
メール					
来談者 ※ご本人以外 の場合	氏名	来談者 ご本人と の関係	<input type="checkbox"/> 家族 (本人との続柄)	<input type="checkbox"/> その他 ()	
【ご相談内容】					
ご相談されたい内容に○をおつけください。					
※複数ある場合は一番のお困りごとに○をおつけください。					
<input type="checkbox"/> 病気や健康について	<input type="checkbox"/> 心の悩み	<input type="checkbox"/> 障がいについて			
<input type="checkbox"/> 介護について	<input type="checkbox"/> 子育てについて	<input type="checkbox"/> ひきこもりについて			
<input type="checkbox"/> 税金や公共料金の支払いについて	<input type="checkbox"/> 生活費・家計について	<input type="checkbox"/> 債務について			
<input type="checkbox"/> 消費生活相談	<input type="checkbox"/> DV・虐待	<input type="checkbox"/> 成年後見・権利保護について			
<input type="checkbox"/> 教育について	<input type="checkbox"/> 就労について	<input type="checkbox"/> その他 ()			
【相談の内容を具体的に記入ください】					
【連絡方法】					
※相談支援機関から連絡しますので、救済連絡の方法を記入ください。					
<input type="checkbox"/> 自宅電話	<input type="checkbox"/> 携帯電話	その他 ()			
<input type="checkbox"/> 連絡希望時間帯	<input type="checkbox"/> 口あり ()	<input type="checkbox"/> 口なし			
【ご本人の同意をお願いします】					
相談支援にあたり、このシートを必要となる関係機関(者)と共有することに同意します。					
年 月 日	本人署名				
(備考) 相談内容の状況により、本人の同意が得られない場合は、その理由を記入ください。					

表

(初回相談受付)	
相談受付日	月 日 () 受付者 連絡先 ()
(本人の状況)	(家族構成図)
(相談の主訴)	(家族の状況)
頼れる方はいらっしゃいますか。 いる ・ いない	
(今回の対応)	(いる場合) 氏 名 関 係

※上記に記入出来ない場合は、別紙(任意様式)で構いません。

↓

【相談のつなぎ先】			
受付日:	年 月 日		
所属:	氏名:	連絡先:	
相談の対応:			

↓

【相談のつなぎ先】			
受付日:	年 月 日		
所属:	氏名:	連絡先:	
相談の対応:			

裏

「つなぐシート」について

- LoGoフォームでつなぐシート作成しました。以下から入力・送信が可能です。

フォームのURL (インターネット)

<https://logoform.jp/form/SuTL/107022>

フォームのURL (LGWAN)

<https://tb.logoform.st-japan.asp.lgwan.jp/form/SuTL/107022/form/SuTL/107022>

二次元バーコード (インターネット)



二次元バーコード (LGWAN)



狛江市重層的支援体制整備事業つなぐシート (第2号様式)

▲ 2022年6月16日以降、Microsoftのサポートが終了するため、ご利用中のWebブラウザ (Internet Explorer) では正常に動作しない可能性があります。サポート対象のWebブラウザはChrome, Edge, Firefox, Safari となっております。

入力フォーム

1 入力 2 確認 3 完了

下記のフォームにご入力をお願いします。

狛江市重層的支援体制整備事業つなぐシート (第2号様式)

中央揃え

ご本人の情報

氏名

氏 必須

名 必須

0 / 64

0 / 64

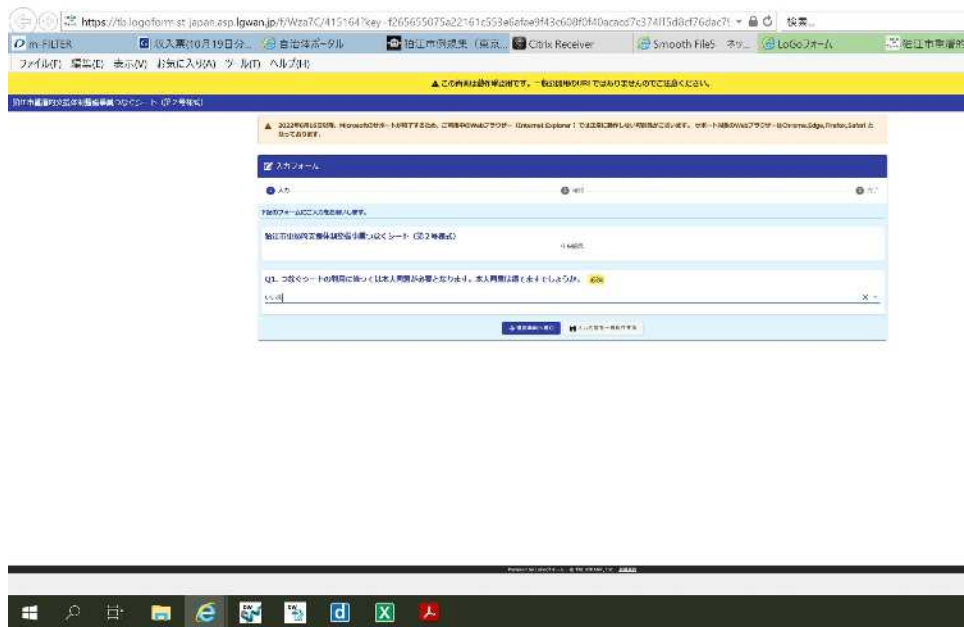
氏フリガナ 必須

名フリガナ 必須

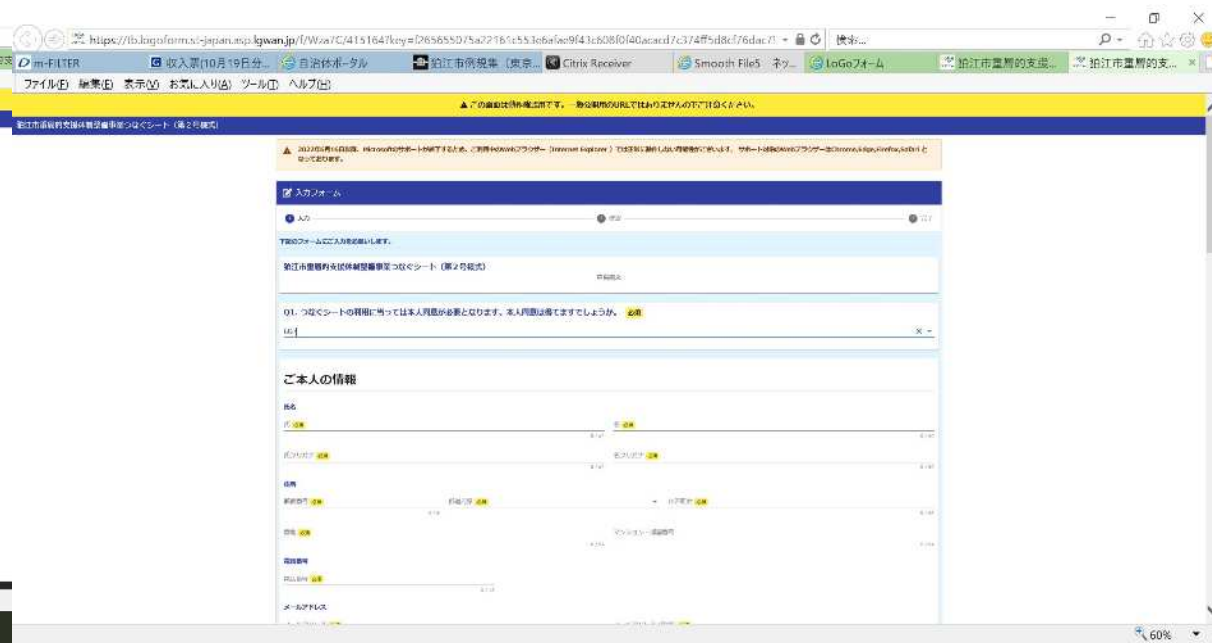
「つなぐシート」について

つなぐシート利用には本人同意が必要です。LoGoフォームの画面でも本人同意を得ている場合のみ本人情報等を入力できるようになっています。

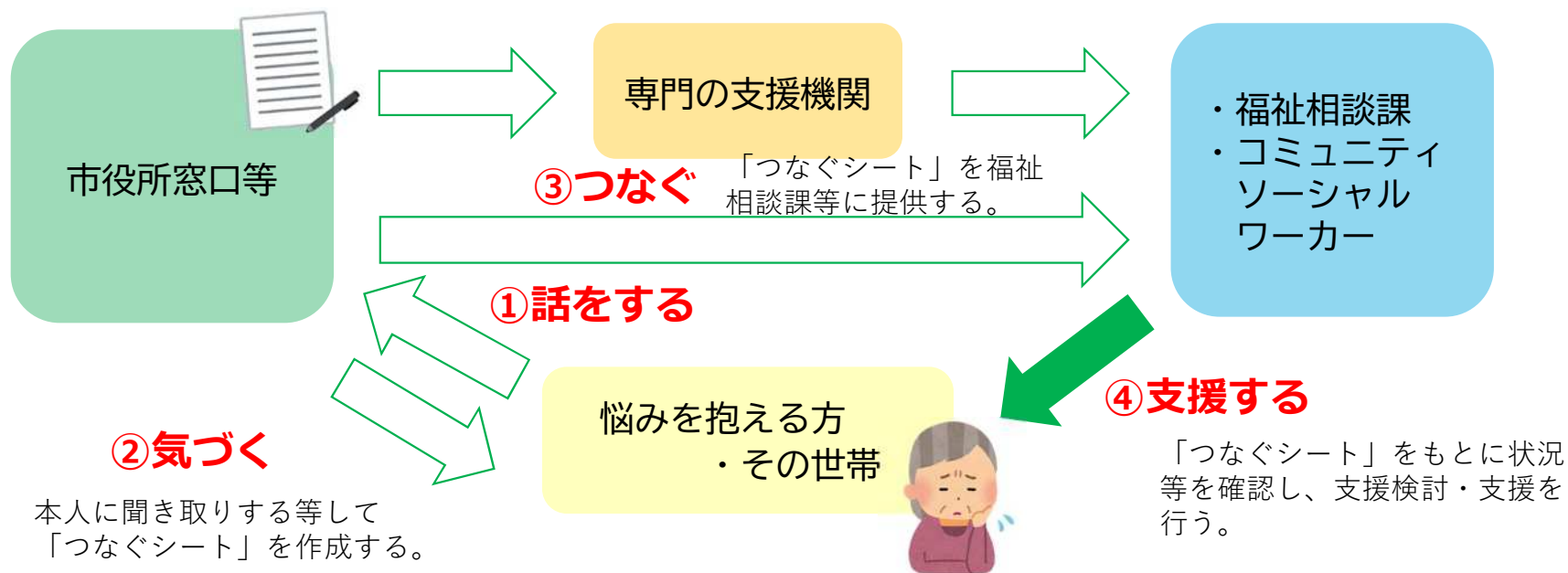
「いいえ」の場合



「はい」の場合



「つなぐシート」のイメージ図



- 緊急性が高い場合等、福祉相談課などの相談支援機関に直接ご相談いただいてもかまいません。

「つなぐシート」を使ってみましょう。

- 以下のような事例の時にどのようにしたらいいでしょうか。

事例 1 騒音問題にお困りの方から問合せがあり現地に行ったところ、騒音計で拾えるような音は検出することができませんでした。話を詳しく聞いてみると感覚過敏ではないかと思われるような方でした。この場合どのようにしたらいいでしょうか。

「つなぐシート」を使ってみましょう。

- 以下のような事例の時にどのようにしたらいいでしょうか。

事例2 樹木が越境し公道に枝がはみ出しているとの通報がありました。現地に行ったところ、高齢の方の一人暮らしで、本人が一人で枝の剪定等をできる状況ではありませんでした。また、年金収入もわずかで業者へ依頼することも難しいと思われるような状況です。この場合どのようにしたら良いでしょうか。

支援機関一覧

内容	相談先	対応エリア	住所	電話番号
(1) 高齢者について	あいとぴあ地域包括支援センター	中和泉・西和泉・ 元和泉・東和泉	元和泉 2-35-1 あいとぴあセンター内	03-5438-3565
	地域包括支援センターこま え正吉苑	和泉本町・東野 川・西野川	西野川 2-27-23	03-5438-2522
	地域包括支援センターこま え苑	岩戸南・岩戸北・ 猪方・駒井町	岩戸南 4-17-17	03-3489-2422
(2) 障がい者について	狛江市福祉相談課相談支援 係	全域	和泉本町 1-1-5	03-3430-1246
(3) 子ども(18歳まで)に ついて	子ども家庭支援センター	全域	元和泉 1-11-11	03-5438-6605
(4) 生活困窮者について	こまYELL	全域	和泉本町 1-1-5	03-3430-1111 (代表)
(5) その他について	社会福祉協議会(コミュニ ティソーシャルワーカー)	全域	元和泉 2-35-1 あいとぴあセンター内	03-3488-0313

※ 本来、事例によってはさらに多くの専門の支援機関があります。(1)～(5)にご相談いただいた後、より専門の相談支援機関につながっていく場合がありますことはご了承ください。

「つなぐシート」 Q&A

Q1 : どのような言葉で相談を勧めたらよいのでしょうか？

A1 : 「もしまだご相談していないようでしたら、こういうところにご相談なさってはいかがでしょうか。私から紹介しますが。」

「お一人で悩まずに、まずはご相談してみませんか。一人で抱えているとお辛いと思います。誰かと相談しながら、解決の道筋を一緒に考えていきませんか。」（孤立させない）

※「必ず〇〇できる」と言った断定調の言葉は避けましょう。

Q2 : 「つなぐシート」作成は本人の同意が必要ですか？

A2 : 基本的には「つなぐシート」を作成し関係機関で共有することについて、本人の同意を得てください。

Q3 : 「つなぐシート」を使わずに相談してもいいですか？

A3 : 「つなぐシート」の使用は必須ではありません。従前どおり直接支援機関等に相談していただいてもかまいません。

Q4 : 「つなぐシート」を活用しましたが、相談者の経過が気になります。教えていただけますか？

A4 : 「つなぐシート」は福祉相談課で集約します。ご連絡いただければ、可能な範囲でお答えします。また、定期的に相談連携状況や件数等を関係各課にフィードバックします。

福祉政策課からのお願い

つなぐシートがあれば、全ての問題を抱える方に有効な支援を行えるような万能なシートではありません。福祉的な支援が適していない方をつないでは、反対に遠回りになるかもしれません。

また、担当課だけでは対応できない。だから、**つなぐシートを使ってつないで終わりというわけではありせん**。相談窓口において、多様な相談を必ず一旦受け止め、対応できない課題があれば適切な窓口につなぎ、複雑化・複合化した課題を抱えた世帯に対しては様々な相談窓口が連携して支援を行い、孤立して「生きづらさ」を感じている人に対してはその人の状況に応じた適切な支援をすることを目指すための一助として「つなぐシート」を使って行きたいと考えています。

つなぐシート活用事例

『「つなぐシート」説明会』の参加者等から、過去の事例を参考に、試行的に「つなぐシート」を使用していただきました。そこで寄せられた案件を事例として挙げさせていただきます。あくまで参考となりますので、判断に迷った場合は、福祉政策課へご相談ください。

事例 1

〔内容〕

自宅の水道の蛇口の奥に虫がいると思いライターで炙ってしまい、設備を破損してしまいました。修繕をしなければならないが、費用をすぐには用意できず、まとまったお金が入ったら、担当職員に連絡することになっていたが、忘れて使ってしまった。

認知症の影響である可能性があるため、介護認定を受け、介護サービスを受けられないかという相談があったため、つなぐシートを使用した。

〔対応（想定）〕

既に生活保護を受給しており、福祉相談課との繋がりがあったため、担当者への情報共有のみの対応となる。

事例 2

〔内容〕

マイナンバーカードを交付したが、翌日から連日「カードをもらっていない」と電話がある方がいる。1時間程説明をし、解決したように思われたが、翌日以降も同様の電話があるため心配に感じており、つなぐシートを使用した。

〔対応（想定）〕

認知症の疑いがあるため、福祉相談課に情報提供を行う。

事例 3

〔内容〕

騒音問題にお困りの方から問合せがあり現地に行ったところ、騒音計で拾えるような音は検出することができなかった。話を詳しく聞いてみると、感覚過敏ではないかと思われるような方だった。生活に何らかの課題を抱えている可能性があるためつなぐシートを使用した。

〔対応（想定）〕

福祉相談課に情報提供を行う。ケースワーカーが提出されたつなぐシートを元に本人と接触し、本人と相談を行った結果、受診につながり、手帳も取得し、治療を受けながら騒音に悩まされることも減り元の家で過ごせるようになった。